

第 1 号議案

岐阜県農政審議会計画策定部会設置要綱の一部改正について

1 改正趣旨

国の「農林水産業・地域の活力創造プラン」に位置付けられた農協改革に関し、次期通常国会において関連法案が上程される予定となっており、今後、農協法の改正に関する議論が本格化していく。

このため、農協改革に伴う県内農業・農村への影響を見極め、計画策定段階からの確に対応することを目的として、部会に岐阜県農業協同組合中央会を加えることとし、岐阜県農政審議会計画策定部会設置要綱を一部改正する。

2 改正の内容

専門委員として「岐阜県農業協同組合中央会 岩佐正行 常務理事」を加える。

岐阜県農政審議会計画策定部会設置要綱の一部改正について（新旧対照表）（案）

改正後	改正前																		
<p>第1条～第6条 略</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成26年12月22日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、新計画が策定される日限り、その効力を失う。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成27年1月 日から施行する。</p> <p>別表</p> <table border="1" data-bbox="203 767 1128 1109"> <thead> <tr> <th>氏 名</th> <th>機関（団体）名・役職</th> <th>委員区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>岩佐 正行</td> <td>岐阜県農業協同組合中央会常務理事</td> <td>専門委員</td> </tr> <tr> <td>大野 二三</td> <td>岐阜県女性農業経営アドバイザー いきいきネットワーク会長</td> <td>審議会委員</td> </tr> </tbody> </table>	氏 名	機関（団体）名・役職	委員区分	岩佐 正行	岐阜県農業協同組合中央会常務理事	専門委員	大野 二三	岐阜県女性農業経営アドバイザー いきいきネットワーク会長	審議会委員	<p>第1条～第6条 略</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成26年12月22日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、新計画が策定される日限り、その効力を失う。</p> <p>_____</p> <p>別表</p> <table border="1" data-bbox="1196 767 2121 1109"> <thead> <tr> <th>氏 名</th> <th>機関（団体）名・役職</th> <th>委員区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>_____</td> <td>_____</td> <td>_____</td> </tr> <tr> <td>大野 二三</td> <td>岐阜県女性農業経営アドバイザー いきいきネットワーク会長</td> <td>審議会委員</td> </tr> </tbody> </table>	氏 名	機関（団体）名・役職	委員区分	_____	_____	_____	大野 二三	岐阜県女性農業経営アドバイザー いきいきネットワーク会長	審議会委員
氏 名	機関（団体）名・役職	委員区分																	
岩佐 正行	岐阜県農業協同組合中央会常務理事	専門委員																	
大野 二三	岐阜県女性農業経営アドバイザー いきいきネットワーク会長	審議会委員																	
氏 名	機関（団体）名・役職	委員区分																	
_____	_____	_____																	
大野 二三	岐阜県女性農業経営アドバイザー いきいきネットワーク会長	審議会委員																	

岐阜県農政審議会計画策定部会設置要綱（案）

（設 置）

第1条 平成27年度に5年間の目標終期を迎える「ぎふ農業・農村基本計画」の次期計画（以下「新計画」という。）について調査・審議するため、岐阜県農政審議会設置条例（昭和49年条例第15号、以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、岐阜県農政審議会（以下「審議会」という。）に計画策定部会（以下「部会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 部会は、次に掲げる事項を調査・審議する。

- （1）新計画の策定に関すること。
- （2）その他（1）に付帯する事項。

（組 織）

第3条 部会は、審議会の委員及び条例第5条第2項の規定に基づき知事が任命した専門委員で組織し、別表に掲げる者をもって充てる。

（任期等）

第4条 部会の委員の任期は、新計画に係る審議会の答申が終了したときまでとする。

（部会長）

第5条 部会に部会長を置き、委員のうちから互選する。

2 部会長は、部会を総括し、部会の所掌事務の円滑な遂行を図る。

（会 議）

第6条 会議は、部会長が招集する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年12月22日から施行する。
- 2 この要綱は、新計画が策定される日限り、その効力を失う。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年1月30日から施行する。

【別表】

岐阜県農政審議会計画策定部会委員名簿

(敬称略、五十音順)

氏名	機関（団体）名・役職	委員区分
岩佐 正行	岐阜県農業協同組合中央会常務理事	専門委員
大野 二三	岐阜県女性農業経営アドバイザーいきいきネットワーク会長	審議会委員
菊本 舞	岐阜経済大学准教授（経済学）	専門委員
興膳 健太	NPO法人メタセコイアの森の仲間たち代表理事	専門委員
土川 洋功	岐阜県青年農業士連絡協議会会長	審議会委員
中野 雅敏	イオンリテール株式会社 東海・長野エリア政策推進チーム	専門委員
林 智子	生活協同組合コープぎふ組合員理事	審議会委員
藤井 里樹	全国農業協同組合連合会岐阜県本部副本部長	専門委員
前澤 重禮	岐阜大学応用生物科学部教授（食品流通科学）	専門委員
和仁 松男	岐阜県農業参入法人連絡協議会会長	専門委員